

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>別表第一 一〇十八（略） 十九 火災警報器、ガス漏れ警報器、防犯警報器その他の警報装置 二〇～三十七（略） 三十八 家具及びびついたて、びようぶ、傘立て、金庫、ロッカーその他の装備品並びに家庭用洗濯用具、屋内装飾品その他の住生活用品 三十八の二 住宅に附属して屋外に設置するバルコニー、車庫、物置その他これらに類する簡易なプレハブ式の工作物の部材 三十九～五十五（略）</p> <p>別表第三 一（略） 二 次に掲げる物品の貸与 イ 八（略） ニ 火災警報器、ガス漏れ警報器、防犯警報器その他の警報装置 ホ（略） ヘ（略） ト（略） チ（略） リ（略） ル（略） ヲ（略）</p> | <p>別表第一 一〇十八（略） 十九 ガス漏れ警報器及び防犯警報器 二〇～三十七（略） 三十八 家具及びびついたて、びようぶ、傘立て、金庫、ロッカーその他の装備品並びに家庭用洗濯用具、屋内装飾品その他の家庭用装置品 三十九～五十五（略）</p> <p>別表第三 一（略） 二 次に掲げる物品の貸与 イ 八（略） ニ（略） ホ（略） ヘ（略） ト（略） チ（略） リ（略） ル（略） ヲ（略）</p> |

ワ (略)

三 (略)

四 住居又は次に掲げる物品の清掃

イ エアコンディショナー及び換気扇

ロ 床敷物及び布団

ハ 太陽熱利用冷温熱装置

ニ ふろがま

ホ 浴槽、台所流し、便器、浄化槽、給水管、排水管、焼却炉その他の衛生用の器具又は設備

五、七 (略)

八 次に掲げる物品の取付け又は設置

イ、ハ (略)

ト 浴槽、台所流し、便器、浄化槽、給水管、排水管、焼却炉その他の衛生用の器具又は設備

チ (略)

ハの二 住宅に附属して屋外に設置するバルコニー、車庫、物置その他これらに類する簡易なプレハブ式の工作物の組立て又は設置

九、十一 (略)

十二 家屋、門若しくは塀又は次に掲げる物品の修繕又は改良

イ 障子、雨戸、門扉その他の建具

ロ 太陽光発電装置

ハ 家庭用マシン及び換気扇

ニ 履物

ホ 畳及び布団

ヘ 太陽熱利用冷温熱装置

ト ふろがま

チ 浴槽、台所流し、便器、浄化槽、給水管、排水管、焼却炉その他の衛生用の器具又は設備

リ 神棚、仏壇及び仏具並びに祭壇及び祭具

十三・十四 (略)

キ (略)

三 (略)

四 住居又はエアコンディショナー、換気扇、床敷物、布団、太陽熱利用冷温熱装置、ふろがま、浴槽若しくは排水管の清掃

五、七 (略)

八 次に掲げる物品の取付け又は設置

イ、ハ (略)

ト 浴槽、台所流し、便器、浄化槽、焼却炉その他の衛生用の器具又は設備

チ (略)

九、十一 (略)

十二 家屋、門若しくは塀又は太陽光発電装置、家庭用マシン、換気扇、履物、畳、布団若しくは太陽熱利用冷温熱装置の修繕又は改良

十三・十四 (略)

十八
(略)

十七
(略)

十六
(略)

十五
土地の測量

十七
(略)

十六
(略)

十五
(略)